

議案第 35 号

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

水道法の改正により、条例中の厚生労働省令を国土交通省令に改正するた
め。

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項、第32条の2第2項及び第33条第3号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。